

入札説明書補足資料

【スキャナーに関すること】

- ①PDFファイルでの出力が可能であること。
- ②カラースキャナーが装備されていること。
- ③複写機側から共有フォルダ等へ送信するタイプであること。
なお、メール機能を利用した方式については、県のメールサーバに大きな負荷がかかることが予想されるため不可（PC側からコピー機へ取りに行く方式も不可）。
- ④初期設定について、スキャナー画像の保存先の設定も同時に行うこと。
また、簡易な設定マニュアル等を備え付けること。

【機器の設置及び料金又は保守に関すること】

- ①料金には、消耗品代（トナーなど）、機器の搬出入にかかる費用及び保守料金等を含むものとする。
- ②保守の際のテストコピーは請求から除外すること。
- ③機器の設置は令和8年3月31日までに完了すること。
なお、現在設置している機器の撤去については、新旧機器の業者の話し合いのうえ同意があれば、新規導入業者が行っても構いません。
- ④予想複写枚数（令和8年4月1日～令和11年3月31日）はあくまでも予想であり、大幅な増減の可能性があること。
- ⑤落札決定後は直ちに納入スケジュールを作成し、担当者の承認を得ること。

【入札に関すること】

- ①入札の際、入札参加資格の有無を確認するため、本県の物品管理室が交付した「資格審査決定通知書」（写し可）を持参すること。